



令和4年6月29日 15時30分  
近畿地方整備局

## 建設業法第28条の規定に基づく監督処分について

近畿地方整備局は下記の4社に対して建設業法の規定に基づく営業停止処分を行いました。

### 1. 処分対象業者

商号： 合建株式会社  
株式会社ヤマシタ  
株式会社網本工務店  
株式会社広正建設

### 2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

### 3. 処分理由

上記の4社は、大阪市の発注する公共工事の請負契約に係る一般競争入札において、電子証明書(ICカード)を名義人ではない同業他社の関係者に預け、入札価格を知らせたうえで入札手続を代行させていた。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

<取扱い> \_\_\_\_\_

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

### <問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局  
建政部 建設産業第一課

いちりき てつや  
長 一力 哲也 (内線6141)

こぞの けんたろう  
課長補佐 小園 賢太郎 (内線6144)

電話 06-6942-1141(代)  
06-6942-1059(夜間直通)

## 建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第10号）に基づく監督処分を行いました。

記

### 1. 処分対象業者

商号：合建株式会社  
許可：国土交通大臣（特-30）第20094号  
代表者：近藤 大二朗  
主たる営業所：大阪府大阪市北区天神橋8-6-10

### 2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1) 期間

令和4年7月14日から令和4年7月28日までの15日間

2) 停止を命ずる営業の範囲

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域内における建設業に係る全ての営業のうち、公共工事に係るもの。

（注1）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

### 3. 処分理由

合建株式会社は、大阪市の発注する公共工事の請負契約に係る一般競争入札において、電子証明書（ICカード）を名義人ではない同業他社の関係者に預け、入札価格を知らせたうえで入札手続を代行させていた。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

## 建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第10号）に基づく監督処分を行いました。

記

### 1. 処分対象業者

商号：株式会社ヤマシタ  
許可：国土交通大臣（般・特-1）第20985号  
代表者：中野 岳之  
主たる営業所：大阪府大阪市北区天神橋5-8-14

### 2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1) 期間

令和4年7月14日から令和4年7月28日までの15日間

2) 停止を命ずる営業の範囲

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域内における建設業に係る全ての営業のうち、公共工事に係るもの。

（注1）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

### 3. 処分理由

株式会社ヤマシタは、大阪市の発注する公共工事の請負契約に係る一般競争入札において、電子証明書（ICカード）を名義人ではない同業他社の関係者に預け、入札価格を知らせたうえで入札手続を代行させていた。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

## 建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第10号）に基づく監督処分を行いました。

記

### 1. 処分対象業者

商号：株式会社網本工務店  
許可：国土交通大臣（般・特-2）第21461号  
代表者：網本 四郎  
主たる営業所：大阪府大阪市平野区平野馬場1-2-23

### 2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1) 期間

令和4年7月14日から令和4年7月28日までの15日間

2) 停止を命ずる営業の範囲

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域内における建設業に係る全ての営業のうち、公共工事に係るもの。

（注1）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

### 3. 処分理由

株式会社網本工務店は、大阪市の発注する公共工事の請負契約に係る一般競争入札において、電子証明書（ICカード）を名義人ではない同業他社の関係者に預け、入札価格を知らせたうえで入札手続を代行させていた。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

## 建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第10号）に基づく監督処分を行いました。

記

### 1. 処分対象業者

商号：株式会社広正建設  
許可：国土交通大臣（般・特-3）第28335号  
代表者：深田 博司  
主たる営業所：大阪府大阪市城東区関目6-13-12

### 2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1) 期間

令和4年7月14日から令和4年7月28日までの15日間

2) 停止を命ずる営業の範囲

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域内における建設業に係る全ての営業のうち、公共工事に係るもの。

（注1）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

### 3. 処分理由

株式会社広正建設は、大阪市の発注する公共工事の請負契約に係る一般競争入札において、電子証明書（ICカード）を名義人ではない同業他社の関係者に預け、入札価格を知らせたうえで入札手続を代行させていた。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。